

文学部3、4年次学生 各位

令和2年度日本学生支援機構「給付奨学生」及び「第二種貸与奨学金」の募集について(二次採用)

標記について応募を希望する方は、下記により関係書類を受け取り、提出期限までに出願書類を教務係へ提出してください。

記

1 書類配付：10/1(木)まで申し込みがあった学生へ郵送により行う。

※希望者は、メールにて下記 5 項目を文学部教務係 (art-kyom@grp.tohoku.ac.jp)へお知らせください。

- ①学籍番号、②氏名、③確実に届く郵送先住所、
- ④連絡先電話番号、⑤希望区分(A:給付型、B:貸与型、C:給付型と貸与型の併用)

※給付奨学金を希望する場合は、別途経済支援係へ後期分授業料徴収猶予願を 9/25(金)までに提出すること。(既に提出済み又は授業料免除申請をしている場合を除く)

2 出願書類提出期限

2020年10月9日(金)

(書類提出後インターネット入力作業等があるので、期限厳守のこと。)

2020年9月15日 文学部教務係

令和2年度後期分授業料徴収猶予申請のお願い

日本学生支援機構給付奨学金申請者 各位

令和2年度から実施となりました高等教育の修学支援制度により、日本学生支援機構給付奨学生は区分に応じて授業料の減免が適用となります。後期は免除が適用されるより前の10月（10月入学者は11月）に授業料が引き落とされるため、後日納付した授業料を返納する手続きを行ってもらう事になり、授業料の最終的な納付が長期化します。

同機構給付奨学金を申請、または申請を検討している方は授業料の徴収を猶予する『徴収猶予申請』をお願いします。

※すでに授業料免除申請をしている方は、徴収猶予の申請は不要です。

なお、徴収猶予を申請し、給付奨学金が不採用となった場合は、前期は9月（9月卒業者は8月）、後期は3月（3月卒業者は2月）に引き落としとなります。奨学金は家計・学力等で審査され、必ずしも採用とはならない旨、予めご了承ください。

【申請期間】

～9月25日（金）※消印有効

【送付先】

〒980-8576

仙台市青葉区川内41 教育・学生総合支援センター1階 4番窓口

東北大学 教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係

※「授業料徴収猶予申請書在中」と朱書きの上、簡易書留等記録の残る方法で郵送ください。

不明点等ありましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

<問い合わせ先>

東北大学 教育・学生支援部

学生支援課 経済支援係

TEL: 022-795-7816

E-mail: shogaku@grp.tohoku.ac.jp

授業料 徴収猶予願(免除の申請なし)

総 長 殿

所 属 _____ 学部・研究科

学籍番号 _____

氏 名 _____

本人現住所 〒 _____

携帯電話番号 _____

e-mail address: _____

_____年度（前・後）期分授業料を下記の理由により所定の期日までに納付することが困難なため、**授業料徴収猶予** について許可願います。

申請理由：経済的理由を詳細に記入すること。

(※申請理由が、休学や途中修了によるものは受け付けません。)

※ 徴収猶予の最終期限は、前期分は9月の口座引落日、後期分は翌年3月の口座引落日です。ただし、9月又は3月卒業・修了予定者は、それぞれ、8月の口座引落日、2月の口座引落日となります。